

昭和 59 年 1 月

昭和 59 年度の税制
改正に関する答申

税 制 調 査 会

まえがき

- 1 税制調査会は、昭和55年11月18日、内閣総理大臣から「国民経済の健全な発展を目指としつつ、国、地方を通じて財政体質を改善するため、税制上とするべき方策」について諮問を受け審議を重ねてきたが、これまでに昭和55年12月、昭和56年12月及び昭和57年12月にそれぞれ昭和56年度、昭和57年度及び昭和58年度の税制改正に関する答申を行つた。
- 2 昭和58年4月以降、中期的な視野から社会経済情勢の変化に対応した税制のあり方について本格的な審議を行い、その結果を「今後の税制のあり方についての答申」としてとりまとめ、昭和58年11月に答申を行つた。
- 3 その後、引き続いて当調査会は、昭和59年度において実施されるべき税制改正について審議を続け、昭和59年1月18日、第37回総会において、その結果を「昭和59年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。

本書は、この答申を印刷に付したものである。

昭和 59 年度の税制改正に関する答申

昭和 59 年 1 月 18 日

内閣総理大臣 中曾根 康 弘 殿

税制調査会会长 小 倉 武 一

昭和 59 年度の税制改正に当たり、 実施すべき 事項について、 別紙のとおり、 当調査会の意見をとりまとめました。 当調査会は、 政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員及び特別委員は次のとおりである。

委 員	石 井 清	○泉 美 之 松
	伊 藤 龍 太 郎	○岩 村 精 一 洋
	植 谷 久 三	奥 原 時 藏
○小 倉 武 一	織 本 秀 實	
○金 子 宏	鎌 田 要 人	
○木 下 和 夫	河 野 徳 三	
佐 治 敬 三	○首 藤 堯	
○鈴 木 隆	○高 原 須 美 子	
○立 山 武 司	田 中 里 子	
○辻 村 江 太 郎	堤 清 二	
○角 田 房 子	○西 和 夫	
○西 村 友 裕	○廣 瀬 嘉 夫	
○藤 田 晴	真 柄 栄 吉	
三 島 淳 男	○水 野 正 一	
山 田 春	○渡 辺 佳 英	
特別委員	齊 藤 誠	武 田 亨
	林 慶 之 助	○広 瀬 一 郎

(○印を付した委員及び特別委員は、臨時小委員会に所属
した委員及び特別委員である。)

目 次

	頁
一 基本的考え方	1
二 国 稅	3
1 所 得 税	3
(1) 所 得 税 減 税	3
(2) 納税環境の整備	6
(3) 利子・配当課税	7
2 法 人 税	8
(1) 法人税率の引上げ	8
(2) 公益法人課税	8
(3) 退職給与引当金	9
3 租税特別措置等	9
(1) 準備金・特別償却等	9
(2) 交際費課税及び広告課税	9
(3) 投資促進税制	9
(4) そ の 他	9
4 酒 稅	10
5 物 品 稅	10
6 たばこ消費税	11
7 石 油 稅	11
三 地 方 稅	11
1 個 人 住 民 稅	11
2 法 人 住 民 稅	14
3 定 額 課 稅	14
4 地方たばこ消費税	14
5 事 業 所 稅	14
6 非課税等特別措置	15
(1) 非課税等特別措置の整理合理化	15

(2) 事業税における社会保険診療報酬課税の特例措置	15
(3) 市町村納付金の特例措置	15
7 地方道路目的財源	15
8 自動車運転免許に対する課税	15
9 納税環境の整備	16

参 考 資 料

1 改正案による所得税の課税最低限	17
2 改正案による住民税(所得割)の課税最低限	17

当税制調査会は、昭和55年11月、内閣総理大臣から「国民経済の健全な発展を目指としつつ、国、地方を通じて財政体質を改善するため、税制上とるべき方策」について諮問を受け、これまでに昭和55年12月、昭和56年12月及び昭和57年12月にそれぞれ昭和56年度、昭和57年度及び昭和58年度の税制改正に関する答申を行つた。本年度に入つてからは、昭和58年11月に「今後の税制のあり方についての答申」(以下「中期答申」という。)をとりまとめ、更に、当面の課題である昭和59年度の税制改正について検討を行つた。

一 基本的考え方

- (1) 当税制調査会は、昭和58年11月の中期答申において、中期的な視野からみた今後の財政運営及び税制のあり方に関し、基本的な考え方を述べたところである。

すなわち、(イ)大量の公債や借入金に依存する国、地方を通ずる深刻な財政状況の下で、財政本来の機能の障害、世代間の不公平、将来のインフレやクラウディング・アウトへの危惧等が生じており、速やかに財政の健全化を図り、財政の対応力を回復しておく必要があること、(ロ)財政改革を進めるに当たつては、まず、徹底した経費の節減合理化による歳出の抑制に努めるべきであり、その際には、単なる経費の節減の範囲を超えて制度、施策の基本にまで立ち返つた歳出構造の抜本的見直しが要請されること、(ハ)これと並行して、歳入面においても、社会経済情勢の変化に対応して、税制をより公平かつ適正なものとするよう見直しを行うことがそれ自体として必要であるのみならず、適切な税収を確保するためにも不可欠の条件となつていていること、(ニ)税務執行体制の充実を図るとともに、より公平な執行を担保するための制度上の措置も含め、社会経済の実態に即した税制全体の見直しを行うことが要請されていること、を指摘している。

当調査会は、このような中期答申の基本的な考え方に基いて、昭和59年度の税制改正のあり方について審議を行つた。

- (2) 昭和59年度の財政事情を考えてみると、まず、税収の動向については、昭和59年度税収の土台となる昭和58年度税収の収納状況がこれまでのところ低調に推移しており、予算額を下回る見込みであること、景気は回復基調にあるものの高度成長期のような経済の大幅な拡大は期待し得ないこと等からみて、昭和59年度においても税収の大幅な伸びを期待することは難しい。しかも、見込まれる自然増収は、国債費や地方交付税の増加分にはほぼ見合つており、一般歳出の増加や公債減額に充てうる財源

はほとんど残されていないという厳しい現実を直視しなければならない。また、特例公債を含む大量の公債に依存せざるを得ないという我が国財政の危機的状況をできるだけ早期に解消する必要があり、昭和59年度においても公債発行額の縮減に最大限の努力を払うことが強く求められている。

したがつて、昭和59年度においては、行財政の守備範囲を見直すという見地から、制度、施策の基本にまで立ち返った抜本的な見直しを行い、国債費及び地方交付税を除く一般歳出を前年度以下に圧縮する等歳出を厳しく抑制していくことが要請されるが、これと並行して、歳入面においても、税外収入の確保に努力するとともに、税制について財政状況をこれ以上悪化させないととの基本方針の下にその改正を行うべきであると考える。

また、昭和59年度の地方財政の收支見通しは、国と同様の事情を背景に、引き続き大幅な財源不足が見込まれており、巨額の地方債、借入金残高を抱えた地方財政の健全化が緊急の課題となつている。

このため、まず経常経費、投資的経費を通じて歳出の抑制を徹底して行い、併せて使用料、手数料、負担金等税外収入の確保を図り、財政収支の不均衡の縮小を期すべきものであるが、なお相当の財源不足が見込まれる状況にあるので、地方税制の改正においてもこれ以上地方財政を悪化させることのないように行うべきであると考える。

(3) 昭和59年度税制改正の最大の要点は、言うまでもなく、所得税及び住民税の全般的な見直しである。中期答申においては、所得税制は今後とも我が国税体系において基幹的地位を占めるべきものであり、それだけに国民の理解と信頼によつて裏付けられなければならず、負担の急激な増加や歪みをもたらすことのないよう、社会経済情勢の変化に応じ数年に一度は適宜見直しを行う必要があると指摘している。また、中堅所得者層を中心には負担の累増感が高まつているとされていること、一般的に多人数世帯における生活のゆとりが独身者等に比して相対的に小さいと考えられること等にも言及しているところである。したがつて、現下の財政状況等にかんがみ消極的な意見もあつたが、この際、これらの事情に配意して税制全体の見直しの中で課税最低限の引上げ、税率構造の改正等所得税制の全般的な見直しを行う必要があると考える。

また、所得課税については、それが税体系の基幹をなすものであり、その制度及び執行の両面にわたる実質的な公平確保が近年ますます強く要請されるようになつてい

ること等を考慮すれば、所得税制の全般的な見直しが行われるこの際、申告納税制度の定着と課税の公平の一層の推進を図る観点から、中期答申に示した線に沿つて納税環境の整備を図る必要があると考える。それは、給与所得者と事業所得者の間にあるわだかまりの解消に資するとともに、所得税制のみならず税制全体に対する国民の理解と信頼とをより強固なものとするのに役立つものと期待される。

なお、適正公平な利子配当課税制度のあり方については、これまで検討を重ねてきたところであるが、遅くとも本年夏頃までにこの問題についての結論を得られるよう審議を急ぐこととしたい。

(4) 所得減税を行う場合、現在の財政事情からみて、これによる減収は原則として他の税目による增收措置によつて埋めることとせざるを得ないと考えられる。

ところで、現在、税体系の抜本的見直しを行いうる情勢にはないので、增收措置は基本的には現行税制の枠内におけるものにとどめざるを得ない。具体的には、消費課税等について社会経済情勢の変化に対応した見直しを行うとともに、企業課税についてもある程度の負担水準の引上げを行うことが必要である。

なお、現行税制の枠内である程度の增收措置を講ずる場合、その経済に与える影響について考慮する必要があることは言うまでもないが、この增收措置は、所得減税に対応して財政赤字が拡大することによる悪影響を排除しようとするものであり、減税効果と合わせて全体としてみれば、景気の動向にマイナスの効果をもたらすことはないと考えられる。

(5) 上記のとおり、昭和59年度の税制改正においては、社会経済情勢の変化に対応して個人所得課税、企業課税、消費課税等を含む現行税制全体の見直しを行うこととする。ただ、現行税制の枠内での增收措置にはおのづから限界があり、今後の問題としては、中長期的な観点から着実に財政改革を進める上で、歳出の抑制努力と並行して歳入構造、特に税体系の抜本的な見直しを中心に幅広い角度から税制について検討を進めることが要請されよう。

二 国 税

1 所 得 税

(1) 所 得 税 減 税

① 所得税については、中期答申に示された考え方方に沿い、昭和59年度において次のとおりの減税を行うことが適當である。

イ 人的控除の引上げ

基礎控除、配偶者控除、扶養控除を次のとおり引き上げる。

項 目	現 行	改正案
基 础 控 除	29万円	33万円
配 偶 者 控 除 (老人控除対象配偶者に係る配偶者控除)	29万円 (35万円)	33万円 (39万円)
扶 養 控 除 (老人扶養親族に係る扶養控除)	29万円 (35万円)	33万円 (39万円)

ロ 給与所得控除の引上げ

給与収入300万円以下の給与所得控除率適用対象収入範囲及び最低保障額を次のとおり引き上げる。

控除率	現 行	改正案
40 %	150万円まで (最低保障額)	165万円まで (55万円)
30 %	300万円まで	330万円まで

ハ 特別な人的控除の引上げ

障害者控除等の特別な人的控除を次のとおり引き上げる。

項 目	現 行	改正案
障 害 者 控 除	23万円	25万円
特 別 障 害 者 控 除	31万円	33万円
老 年 者 控 除	23万円	25万円
寡 婦 (寡夫) 控 除	23万円	25万円

ニ 税率の見直し

所得税の税率構造を次のように改める。

現 行	改 正 案
適用課税所得	税率
60万円以下の金額	10 %
120 ♂	12 %
180 ♂	14 %
	200 ♂
	14 %

現 行		改 正 案	
適用課税所得	税率	適用課税所得	税率
240万円以下の金額	16%	300万円以下の金額	17%
300	18%	400	21%
400	21%	500	24%
500	24%	600	27%
600	27%	700	30%
700	30%	800	34%
800	34%	1,000	38%
1,000	38%	1,200	42%
1,200	42%	1,500	46%
1,500	46%	2,000	50%
2,000	50%	3,000	55%
3,000	55%	4,000	60%
		5,000	60%
6,000	65%	8,000	70%
8,000	70%	8,000万円超の金額	75%
8,000万円超の金額	75%	8,000万円超の金額	70%

ホ そ の 他

- ① 配偶者控除及び扶養控除の対象となる控除対象配偶者及び扶養親族の所得限度について、勤労性所得に係る限度額を33万円(現行29万円)に引き上げる。
- ② 白色事業専従者控除額を45万円(現行40万円)に引き上げる。
- ③ 資産所得の合算不要限度額を1,500万円(現行1,000万円)に引き上げる。
- ④ 災害被害者の所得税の軽減免除所得限度額を次のように引き上げる。

区 分	現 行	改正案
全額免除	200万円まで	300万円まで
2分の1免除	300万円まで	450万円まで
4分の1免除	400万円まで	600万円まで

- ⑤ なお、上記の所得税減税の内容に関しては、人的控除の引上げ幅を更に大きくし減税規模を拡大すべきであるとの意見、最高税率の引下げは適当でないのでは

ないかとの意見、最低税率の引上げはこの際行わなくてもよいとの意見等があつた。

しかし、現在の厳しい財政事情の下では、上記の減税内容は考えうる最大規模のものであり、これを更に拡大することは適当でない。また、最高税率の引下げ及び最低税率の引上げは、中期答申においてともに適当であると認められたものであり、所得税の累進構造を若干なだらかなものとするとの基本的方向に沿つた妥当な措置であると考える。特に、最低税率については、今回相当引き上げられることとなる課税最低限を超えた所得に適用されるものであり、この際、その引上げを行つてよいと考える。

- ③ 上記の減税により、配偶者控除の受けられるパート主婦の給与の収入限度額は、88万円(現行79万円)となる。いわゆるパートの問題に関しては、今後も引き続き検討してはどうかとの指摘があつたが、中期答申においては、「いわゆるパート問題については、当面は、給与所得控除と配偶者控除の適用限度額の組合せという現行制度の枠内で対処していくことが適当である」とされており、今回の対応は、この趣旨に即したものと考える。
- ④ 医療費控除については、中期答申において「現行の控除の足切り限度額を医療費支出の実態に即して引き上げるのが適当である」とされており、この考え方によれば、今後、足切り限度額の引上げを図ることが必要と考える。

(2) 納税環境の整備

納税者の実態に十分配意した記録及び記帳に基づく申告制度を確立し、課税の公平の一層の推進を図る見地から、以下の納税環境の整備に関する諸施策を講ずることが適当である。

- ① 記録及び記帳に基づく申告
 - イ 納税義務のある個人事業所得者等は、取引に関して受領し、又は作成した記録及び書類の保存をするものとする。
 - ロ 個人事業所得者等で、所得金額(給与等を除いた事業所得等の金額)が一定額を超える者は、取引に関し簡易な記帳をしなければならないこととする。
 - ハ 税務調査に際し、ロの記帳をした者が帳簿書類を呈示したときは、税務職員は、原則として、これを調査するものとする。

ニ 確定申告書には、所得金額の計算過程を明らかにする書面の添付を求めることがとする。

ホ なお、法人についても、上記に準ずる措置を講ずる。

(2) 資料収集制度の整備

イ 個人事業所得者等で、その年の事業所得等に係る収入金額が一定額を超える者は、総収入金額報告書を提出するものとする（確定申告書を提出する者については、不要とする。）。

ロ 税務当局は、官公庁及び政府関係機関に対して書類の閲覧、資料の提供その他必要な協力を求めることができることとする。

(3) そ の 他

イ 過少申告加算税に二段階制を導入して、一部加重する。

ロ 課税処分取消訴訟における証拠申出の順序に関する規定を整備する。

なお、税務行政の効率化を図るために諸施策について、今後とも引き続き検討を行うことが適当である。

また、納税環境の整備を進めるに当たつては、国民一人一人が租税に対する正しい理解をもつことが何よりも重要であることにかんがみ、学校教育の中で租税の意義を十分理解させる機会をもつとともに、広く社会教育等の場において租税に関する啓蒙活動を一層推進する必要がある。

(3) 利子・配当課税

利子・配当課税のあり方については、中期答申に引き続いて更に検討が行われ、具体的な方策に関するいくつかの意見も出されたが、この問題は、多数の貯蓄者及び貯蓄取扱機関等に関係するほか、金融市場に大きな影響を与える問題であるので、中期答申に示された考え方を踏まえつつ、今後なお時間をかけて検討を進めることが適当である。ただ、グリーンカード制度の凍結期間との関連から、できれば今年夏頃までに結論をうることが望ましい。

この点に関し、今後検討を続けることとしつつも、取りあえず、総合課税の税率との関連において分離選択税率の引上げを行つてはどうかとする考え方がある。しかし、非課税貯蓄の問題、特にその限度管理の問題について具体的な対処策が得られないままに分離選択税率のみの手直しを行うことは必ずしも適当でない。利子・配当課税のあり方を考えるに当たつては、個人貯蓄残高の約6割を占め、226兆円

(昭和 58 年 3 月末現在)に達している非課税貯蓄について、その制度の見直し、合理化を行うことが重要な課題であり、郵便貯金を含む金融資産相互間の制度面、取扱い面での均衡を図りつつ、早急に具体的方策をうることが必要であると考える。

なお、以上の検討に当たつては、利子・配当所得に対する住民税における課税のあり方についても、併せて検討することが適当である。

2 法人税

(1) 法人税率の引上げ

- ① 財政再建が緊急の課題となつてゐる現在、所得税減税を行う場合には、他の税目の負担の見直しを行うことは避けられないことは既に述べたとおりである。この場合、税体系全体において相当の比重を占める法人税についてもその負担の見直しを行わざるを得ないと考える。
- ② 法人税負担の引上げを行うことについては、いわゆる増税なき財政再建という考え方方に反するのではないかとの意見、我が国の場合、国際的にみて負担水準が低いのはむしろ所得税、間接税であり、所得税を減税する一方で法人税負担を引き上げることは疑問であるとの意見、今後の景気動向に対しても好ましくない影響が出てくるのではないかとの意見がある。

しかし、所得税減税を行い、その財源を税制上の増収措置に求めるることは、財政事情をこれ以上悪化させないと基本方針の下に税制改正を行うという前述の考え方に基づくものであり、税制の枠内での負担調整であると考えられる。また、中期答申においても法人課税に若干の負担の増加を求める余地が残されていて述べられていること、更には、法人企業の内部留保等の状況は高度成長期等とはかなり異なつており、法人税負担の若干の引上げが設備投資や景気にそれほどどの悪影響を及ぼす懸念はないと考えられること等を考慮すれば、現行税制の枠内で増収措置を講ずることとする以上、法人税について 1.3 % 程度の税率引上げを行うことはやむを得ないと考える。

(2) 公益法人課税

公益法人等の課税範囲については、課税対象となる収益事業の範囲について、最近における事業の実態に即し、所要の見直しを行うことが適当である。

なお、公益法人等の公益事業に属する金融収益に関し応分の税負担を求めるこ

等の抜本的な課税の見直しについては、公益法人等の実態も十分勘案しつつ今後更に検討を行うべきである。

(3) 退職給与引当金

退職給与引当金については中期答申において述べられているように、勤労者の平均予定在職年数は長期化する傾向があること、また、大規模の企業に雇用されている勤労者については、全体の平均よりも平均予定在職年数が長いと認められること等を勘案し、現行の退職給与引当金の累積限度(期末退職給与の要支給額の40%)のあり方について引き続き見直しを行つていく必要がある。

3 租税特別措置等

(1) 準備金・特別償却等

準備金・特別償却等については、累年にわたりその整理合理化が進められてきたところであるが、法人税率の引上げを求めざるを得ないような厳しい財政事情の下で、税負担の公平確保が一層強く求められており、昭和59年度においても更にその整理合理化を進めるべきである。

(2) 交際費課税及び広告課税

交際費課税については、交際費支出の状況及びその課税の状況を踏まえつつ、中小企業の定額控除について今後ともそのあり方を検討すべきである。

広告課税については、交際費課税とのバランス等からみて何らかの課税を行つてはどうかとの考え方があるが、これに対し、広告費は遊興、飲食等にかかるものではなく、交際費と同一視することは適当でないとの考え方もあるので、今後なお検討を続けるべきである。

(3) 投資促進税制

投資促進の重要性にかんがみ、この際、いわゆる投資促進税制を実施してはどうかとの考え方がある。これについては、租税特別措置の整理合理化の要請との整合性を十分考慮する必要があり、また、現行の中小企業の投資促進税制の効果を見極める必要もあるので、慎重に対処すべきである。政策上何らかの措置を講ずることが要請される場合においても、その政策効果等を勘案し対象範囲等について十分吟味することが必要である。

(4) そ の 他

いわゆる個人年金について、公的老齢年金を補完するものとして、老後生活の安

定のための自助努力を奨励する見地から、その掛金の支払段階での優遇措置を講じてはどうかとの考え方があるが、中期答申においては、公的老齢年金課税、企業年金課税、任意年金課税を含め年金課税全般について審議が行われ、この問題は、今後、公的老齢年金の給付水準に大きく変化が生じる場合においては、改めて検討することが適当であるとされているところである。したがつて、いわゆる個人年金控除といった制度を導入することは、今後の政策税制として検討に値する方策ではあると考えられるが、そうした制度を先行的に実施することについては、基本的には慎重な態度で臨む必要があると考える。

4 酒 税

現下の厳しい財政状況に顧み、特殊なし好品である酒類について適正な負担水準を確保する点にも配意しつつ、従量税率を平均2割程度引き上げることもやむを得ない。

その際には、近年、所得水準の上昇、平準化等を背景に酒類消費が多様化、均質化し、これまでのいわゆる「高級酒」、「大衆酒」といった分け方のもつ意味は弱まり、現実にも低価格酒の伸びが相対的に大きくなっていること等を考慮し、酒類間及び級別間の税負担格差の縮小を図る必要があると考える。

具体的には、小売価格に占める税負担割合の低い酒類ほど従量税率の引上げ率を大きくしていくことを基本方針とし、各酒類の消費及び生産の態様に配意して、引上げ幅につき所要の調整を行うことが適当である。

なお、従価税率の引上げについても検討したが、現行の税率水準等に顧み、この際はこれを据え置くことが適当である。

5 物 品 税

(1) 物品税の課税対象については、最近における物品やサービスの使用、消費の実態等を考慮すると、主としてしやし品ないし比較的高価な便益品や趣味・娯楽品に限定するという現行の考え方では対応できなくなっていると考えられる。

中期答申においては、「物品税の課税対象については、現行の考え方のように狭い範囲に限定することなく、消費のもつ担税力に着目して課税するという物品税の基本的性格に立ち返り、最近における消費の実態等を踏まえ、その範囲を拡大していくことを検討する必要がある」とし、「具体的には、これまで通り新規に開発された物品等を積極的に課税対象に取り入れていくほか、その使用、消費の実態やそれ

からもたらされる便益等からみて税負担を求めることができると認められる物品を、産業経済に及ぼす影響等に十分配意しつつ課税対象に取り入れることが適当である」と指摘した。

以上の趣旨を踏まえて昭和59年度においては、物品税の課税対象の拡大を図る必要があると考える。

また、課税物品相互間のバランスからみて負担の増加を求める余地があると認められる乗用車等について、若干の税率引上げを行うことが適当である。

(2) 更に、現行の物品税等の個別消費税は、税負担の公平性と中立性を維持しつつ必要な税収を安定的に確保する上で問題を含んでいるので、中期答申にも述べたとおり、今後、課税ベースの広い間接税について検討していく必要がある。

6 たばこ消費税

たばこ専売制度及び日本専売公社の経営形態の改革問題については、現在政府部内において検討が進められているが、この改革に伴いたばこの輸入自由化が行われる場合には、現行の専売納付金制度はたばこ消費税制度に改める必要が生ずる。

たばこ消費税の仕組みを検討するに当たっては、たばこは特殊なし好品であり、いわゆる財政物資として特別の負担を求めるものであることに留意し、また新制度への円滑な移行が可能となるよう十分配意する必要があると考えるが、具体的な仕組みについてはなお検討することとする。

7 石油税

石油税は、石油及び石油代替エネルギー対策のための財源として使われているが、昨年3月の原油価格の低下等に伴い、石油税収は大幅な減収になるものと予想される。厳しい財政事情の下で国際石油価格の安定とエネルギーの安定的な供給を確保するための石油及び石油代替エネルギー対策の着実な推進を図るために、今後とも財源の安定的な確保が要請されるので、石油に係る税負担状況等に配慮しつつ、この際石油税の税率を若干引き上げるとともに、課税対象の拡大を行うことはやむを得ないと考える。

三 地 方 税

1 個人住民税

(1) 個人住民税の減税については、中期答申に沿いつつ、最近における国民生活水準の推移、住民負担の状況等を勘案しながら、昭和55年度以来据え置かれている課税最低限の引上げ等を中心として行うことが適当である。

また、住民税所得割の税率については、昭和37年度以来基本的な見直しは行われていないので、社会経済情勢の変化等を踏まえ、なだらかな累進構造が望ましいとの見地に立つて基本的見直しを行つていく必要があるが、現下の厳しい財政状況等からみて、市町村民税及び道府県民税を通ずる税率構造全体の見直しを行うことは困難であると考えられるので、差し当たり課税最低限の引上げに併せて、市町村民税の税率について、低所得者層等の負担に配意しつつ、最低税率につき小幅の引上げを行うとともに、現行の税率適用区分の刻み幅に一部不整合があるのでその是正を図るため必要な調整を加えることが適當である。

(2) このような基本的な考え方の下に、昭和59年度及び60年度における税負担に著しい変動を生じないよう、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の引上げについて適切な配慮を加え、以下のような改正を行うことが適當である。

この場合、市町村民税所得割の税率の改正は、給与所得控除の引上げが行われる昭和60年度から適用することとする。

① 基礎控除等の引上げ

基礎控除、配偶者控除及び扶養控除を次のとおり引き上げる。

項 目	現 行	改 正 案
基 础 控 除	22万円	26万円(25万3千円)
配 偶 者 控 除	22万円	26万円(25万3千円)
うち		
老人控除対象配偶者	23万円	27万円(26万3千円)
同居特別障害者	25万円	30万円(29万3千円)
扶 养 控 除	22万円	26万円(25万3千円)
うち		
老人扶養親族	23万円	27万円(26万3千円)
同居特別障害者	25万円	30万円(29万3千円)
同居老親等	26万円	31万円(30万3千円)

(注) ()内は、昭和59年度における額であるが、同年度においては、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」により上記の額にそれぞれ7千円加算されることとなる。

② 特別な人的控除の引上げ

障害者控除、老年者控除及び寡婦(寡夫)控除をそれぞれ 24 万円(現行 21 万円)に引き上げるとともに、特別障害者控除を 26 万円(現行 23 万円)に引き上げる。

③ 障害者等の非課税限度額の引上げ

障害者、未成年者、老年者及び寡婦の非課税限度額を所得金額で 100 万円(現行 80 万円)に引き上げる。

④ 所得割の非課税措置の存続及び非課税基準の引上げ

低所得者層の税負担に配慮するため、所得割の非課税措置を引き続き存続させることとともに、国民生活水準の動向等との関連から現行の非課税基準額に調整を加える必要があると認められることから、所得金額が本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を 29 万円に乘じて得た金額に 控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には 9 万円を加えた金額(例えば、昭和 59 年度における夫婦子 2 人の給与所得者の場合、給与の収入金額が 200 万円)以下の者については、住民税所得割を非課税とすることとする。

⑤ 市町村民税所得割の税率の改正等

イ 市町村民税の所得割の税率を次のとおり改める。

現 行		改 正 案	
適用課税所得	税率	適用課税所得	税率
30万円以下の金額	2%	20万円以下の金額	2.5%
45	3%	45	3%
70	4%	70	4%
100	5%	95	5%
130	6%	120	6%
230	7%	220	7%
370	8%	370	8%
570	9%	570	9%
950	10%	950	10%
1,900	11%	1,900	11%
2,900	12%	2,900	12%
4,900	13%	4,900	13%

現 行		改 正 案	
適用課税所得	税率	適用課税所得	税率
4,900万円超の金額	14%	4,900万円超の金額	14%
ロ 所得税における最高税率の引下げに関連して、現在、所得税と住民税所得割との合計額が課税所得金額の80%とされている住民税所得割の賦課制限については、昭和60年度分の住民税から、課税所得金額の78%とする。			

2 法人住民税

厳しい地方財政の状況下においては、既に「基本的考え方」において述べたように、個人住民税の減税に関連して、これ以上地方財政を悪化させることがないよう、少なくとも減税額に対応する増収措置を地方税において講ずるべきである。この場合においては、地方税において相当の割合を占める法人関係税にある程度の負担の見直しが必要になる。

法人住民税均等割は、地域社会の費用についてその構成員である法人にも幅広く負担を求めるという性格を有するものであり、地域社会との受益関係や増大する赤字申告法人の税負担の在り方等を勘案すれば、住民税の減税額に対応する増収措置を講ずるため、法人住民税均等割のかなりの負担の増加を求めるのもやむを得ないと考えられるので、その標準税率を相応の負担水準となるよう引き上げることが適当である。

3 定額課税

自動車税及び軽自動車税については、現行税率が設定された以降の所得、物価水準等の推移、自動車及び軽自動車の販売価格に占める税負担の割合が低下していること等を考慮し、自動車税の税率を概ね15%程度、軽自動車税の税率を概ね10%程度引き上げることが適当である。

なお、営業用の自動車及び軽自動車については、その輸送手段としての社会的役割等にかんがみ適切な配慮を加える必要がある。

4 地方たばこ消費税

たばこ専売制度及び日本専売公社の経営形態の改革が検討されているが、たばこの輸入及び輸入たばこの卸売の自由化が行われる場合には、地方たばこ消費税について、所要の調整を行うようなお検討することとする。

5 事業所税

事業所税については、社会経済情勢の推移、人口・企業の集積状況、都市施設の整

備の必要性等を勘案しつつ、その課税団体の範囲の拡大について、事業所税の性格等を踏まえ、引き続き検討すべきものと考える。

6 非課税等特別措置

(1) 非課税等特別措置の整理合理化

地方税における非課税、課税標準の特例等の特別措置については、現下の厳しい地方財政の状況にかんがみ、税負担の公平を確保する見地から一層の整理合理化に努めるとともに、新たな減収要因となる新設及び拡充を行うことは厳に抑制すべきである。

(2) 事業税における社会保険診療報酬課税の特例措置

事業税における社会保険診療報酬課税の特例措置については、昭和27年に創設されて以来長期間を経過しており、また、昭和54年度には所得税及び法人税における課税の特例の見直しが行われたところであるので、所得税及び法人税における課税の特例に準じた取扱いとなるよう改めることが適当であると考える。

(3) 市町村納付金の特例措置

日本電信電話公社等三公社に係る市町村納付金の算定標準額の2分の1特例措置については、固定資産税に相当するものであるという市町村納付金の性格、市町村の行政サービスとの受益関係、地方財政の厳しい状況等を考慮すれば、法律に基づく再建期間中の日本国有鉄道を除き、この見直しをすることが適當であるとする意見があつたが、他方、日本電信電話公社及び日本専売公社については、経営形態の改革が検討されているので、この改革の一環として解決されるべき問題であるとする意見もあつたので、これらの意見を踏まえ、今後とも引き続き検討すべきである。

7 地方道路目的財源

地方道路目的財源については、地方道の整備水準及び地方道に係る特定財源比率が依然として低い現状等にかんがみ、地方道の計画的な整備を円滑に進めるため、その充実強化について引き続き検討すべきであるとの意見があつた。

8 自動車運転免許に対する課税

自動車運転免許に対する課税については、近年、交通規制、交通安全対策等の地方団体の財政需要が急増していること、運転免許を受けることによつて自動車等の運転が可能となるという利益を受けること等にかんがみ、道府県税として創設すべきであるとする意見があつたが、他方、これを導入することは適當でないとする意見があつた。

自動車運転免許に対する課税については、税の性格等吟味すべき問題もあるので、今後、引き続き検討することが適当である。

9 納税環境の整備

地方税における納税環境の整備を図るため、国税における個人事業所得者等の記録保存、申告書に所得金額の計算過程を明らかにする書面の添付を求める制度、法人に係る措置、総収入金額報告書、資料収集に係る官公庁等の協力、過少申告加算税の一部加重、課税処分取消訴訟における証拠申出の順序に関する規定の整備等に準拠して所要の措置を講ずることが適当であり、また、推計課税に関する規定を整備することについて検討するものとする。

参考資料

1 改正案による所得税の課税最低限

家族の構成		独身者	夫婦者	夫婦子1人	夫婦子2人
区分		千円	千円	千円	千円
現	行	831 (849)	1,136 (1,161)	1,569 (1,619)	2,015 (2,079)
改	正	案	946	1,801	1,833
					2,357

(備考) 1 この表は、給与所得者について作成したものである。

2 給与の収入金額に応じて、それぞれ一定の社会保険料が控除されているものとして計算している。

現行欄の()内は、改正案と同じ水準の社会保険料が控除されているものとした場合の課税最低限である。

2 改正案による住民税(所得割)の課税最低限

家族の構成		独身者	夫婦者	夫婦子1人	夫婦子2人
区分		千円	千円	千円	千円
現	行	757 (774)	989 (1,010)	1,221 (1,247)	1,584 (1,634)
改	正	案	昭和59年度	817	1,096
			昭和60年度	870	1,150
				1,471	1,471
				1,888	1,912

(備考) 1 この表は、給与所得者について作成したものである。

2 給与の収入金額に応じて、それぞれ一定の社会保険料が控除されているものとして計算している。

現行欄の()内は、改正案と同じ水準の社会保険料が控除されているものとした場合の課税最低限である。

3 昭和59年度における課税最低限は、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」を併せて適用した後の額である。

4 改正案による昭和59年度における住民税所得割の非課税限度額は、独身者790千円、夫婦者1,170千円、夫婦子1人1,585千円、夫婦子2人2,000千円である。

(大蔵省印刷局製造)